

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 (クリーンウッド法)について

林野庁木材利用課 平成30年4月

違法伐採とは何か

■ 違法伐採の定義、考え方

違法伐採：一般的に、それぞれの国の法律に反して行われる伐採
(国際的に合意された定義はない。)

概ね以下のケースが違法伐採に該当

- ① 国立公園や保護区の森林といった伐採禁止エリアで伐採
- ② 得るべき許可を受けずに伐採(許可証の偽造を含む)
- ③ 許可された量、面積、区域等を越えての伐採
- ④ 先住民等の権利を不当に侵害して伐採 等

違法伐採が引き起こす問題とは

- 木材生産地の環境破壊 (→水源涵養機能の低下、生物多様性の喪失等)
- 地球温暖化の進行 (→森林減少・劣化によるCO₂排出)
- 不公正な貿易 (→適正なコストを払わない木材は価格競争力が強い)
- ゲリラやテロ組織への資金供給 (→インターポールでは、違法伐採とこれに関連する汚職により、世界全体で毎年300億ドルの損失を被っていると分析)

クリーンウッド法制定の経緯

OH17(2005) グレンイーグルス・サミット(英国)

日本政府の気候変動イニシアティブにおいて、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的考え方に基づき、「グリーン購入法」を用い、政府調達の対象を合法性、持続可能性が証明された木材とする措置を導入することを宣言。

OH18(2006) 木材・木材製品の合法性証明のためのガイドライン(世界に先駆けて実施)

- ・対象を民間にも拡大
- ・供給側のみならず需要側も対象に

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(クリーンウッド法)

○欧米における法律の制定

- (米)レイシー法(2008)
- (欧)EU木材規則(2013)英、独、仏、伊など
- (豪)違法伐採禁止法(2014)

EUは日本に対し、違法伐採対策の法制化を働きかけ

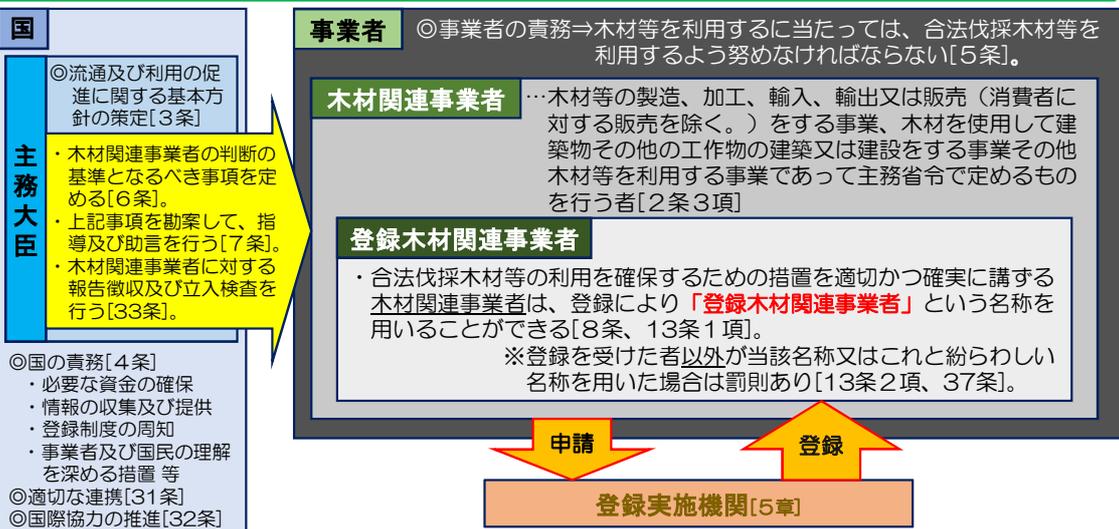
OH28(2016) 伊勢志摩サミット

日本における違法伐採対策の強化を発信

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(クリーンウッド法)

定義

- ・木材等：木材及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの(リサイクル品を除く。)[2条1項]
- ・合法伐採木材等：我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材及び当該木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの(リサイクル品を除く。)[2条2項]



クリーンウッド法のねらい

法のねらい

我が国又は原産国の法令に適合して伐採された木材及びその製品の流通及び利用の促進
(流通・利用する合法伐採木材等を増やすこと)

事業者は

そのために

- 事業者一般は合法伐採木材等の利用に努める(第5条)
- 木材及びその製品(省令で定義)を製造・加工・輸入・販売(消費者への販売を除く)する又は木材を使用して建築等をする事業者(木材関連事業者)は国が定める基準に沿った合法伐採木材等の確認等(DD(デューデリジェンス)等)を行う(第6条)
- 上記の措置を適切かつ確実にを行う者は登録を受け、「登録木材関連事業者」の名称を使用できる(第13条)

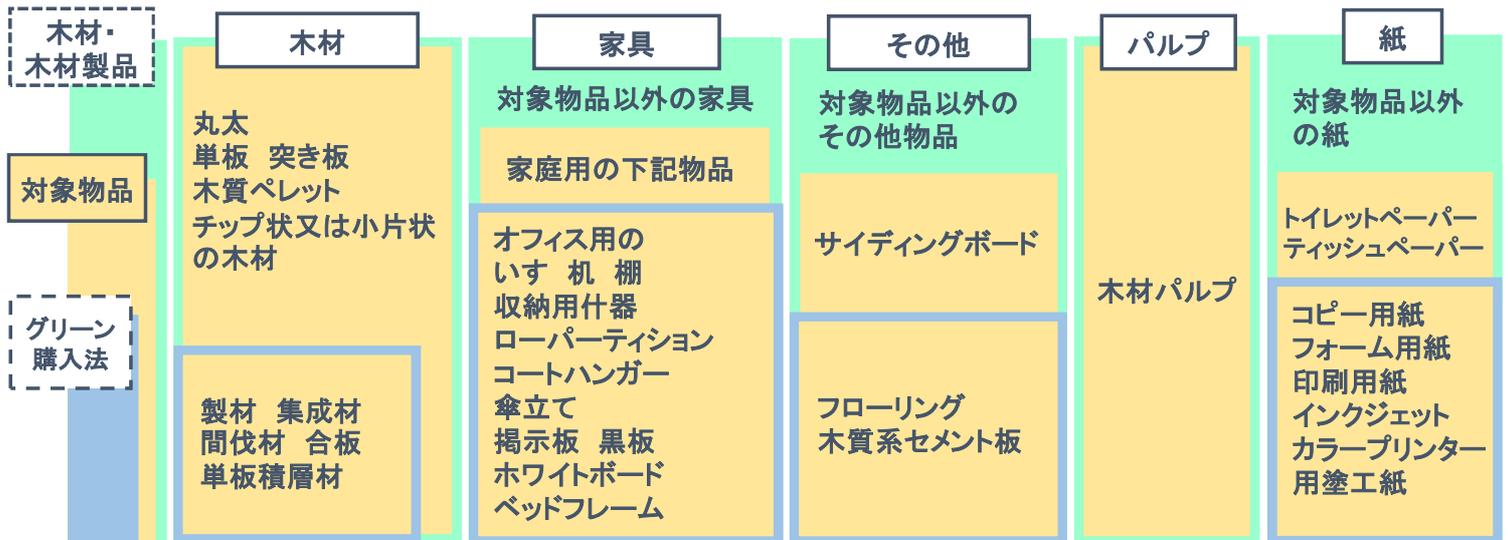
国は

そのために

- 諸外国の法令等に関する情報を収集・提供する(第4条)
- 法の意義を国民・事業者に広報する(第4条)
- 木材関連事業者に対し指導・助言、報告徴収・立入検査を行う(第7条、第33条)
- 登録木材関連事業者の優良な取組を公表する(第4条)
- 諸外国・民間団体等と連携・協力する(第31条、第32条)

4

対象物品【2条1項関係】

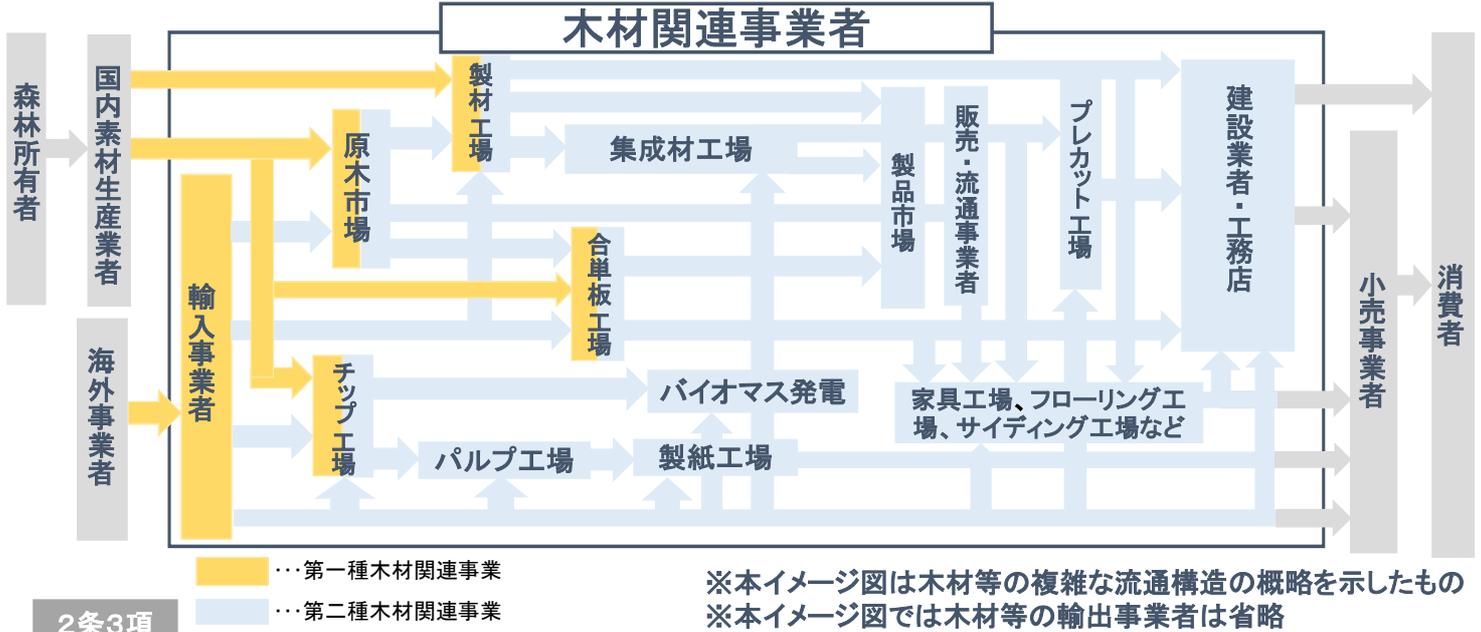


2条1項

この法律において「木材等」とは、木材(一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの及びこれらを材料とするものを除く。以下この条において同じ。)及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの(一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く。)をいう。

5

木材関連事業者の範囲【2条3項関係】



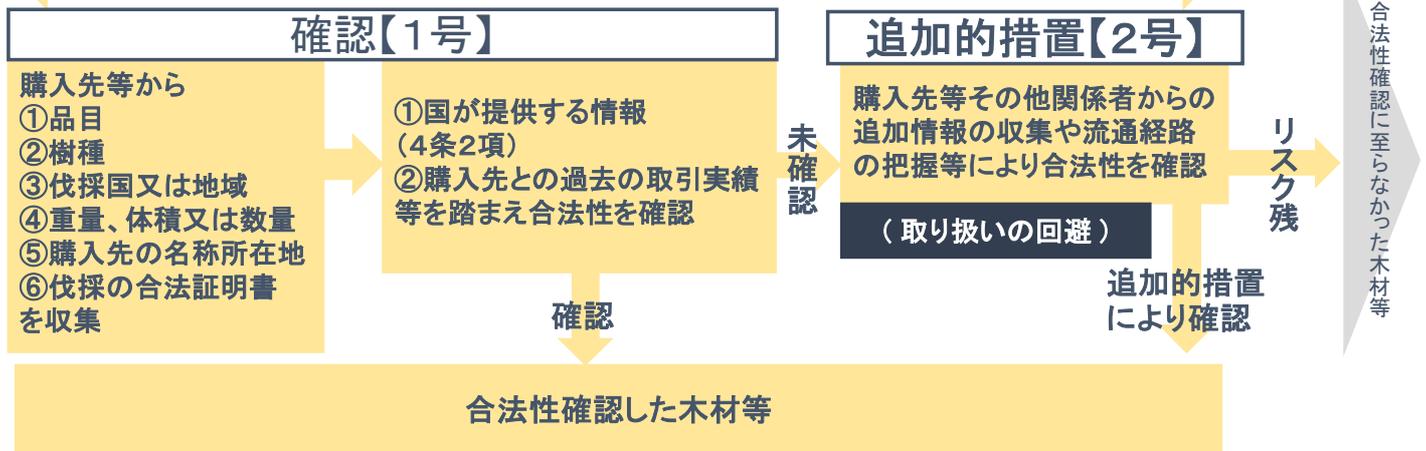
2条3項

この法律において「木材関連事業者」とは、木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売（消費者に対する販売を除く。）をする事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業その他木材等を利用する事業であって主務省令で定めるものを行う者をいう。

6

合法性確認の方法（川上・第一種木材関連事業）【6条1項関係】

合法伐採木材等の確認等（DD（デューデリジェンス））の実施



6条1項

主務大臣は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため、主務省令で、木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置に関し、木材関連事業者の判断の基準となるべき次に掲げる事項を定めるものとする。

一 木材関連事業者が取り扱う木材等が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されていることの確認に関する事項

二 前号の確認ができない場合において合法伐採木材等の利用を確保するために木材関連事業者が追加的に実施することが必要な措置に関する事項

7

木材関連事業者の登録

8条

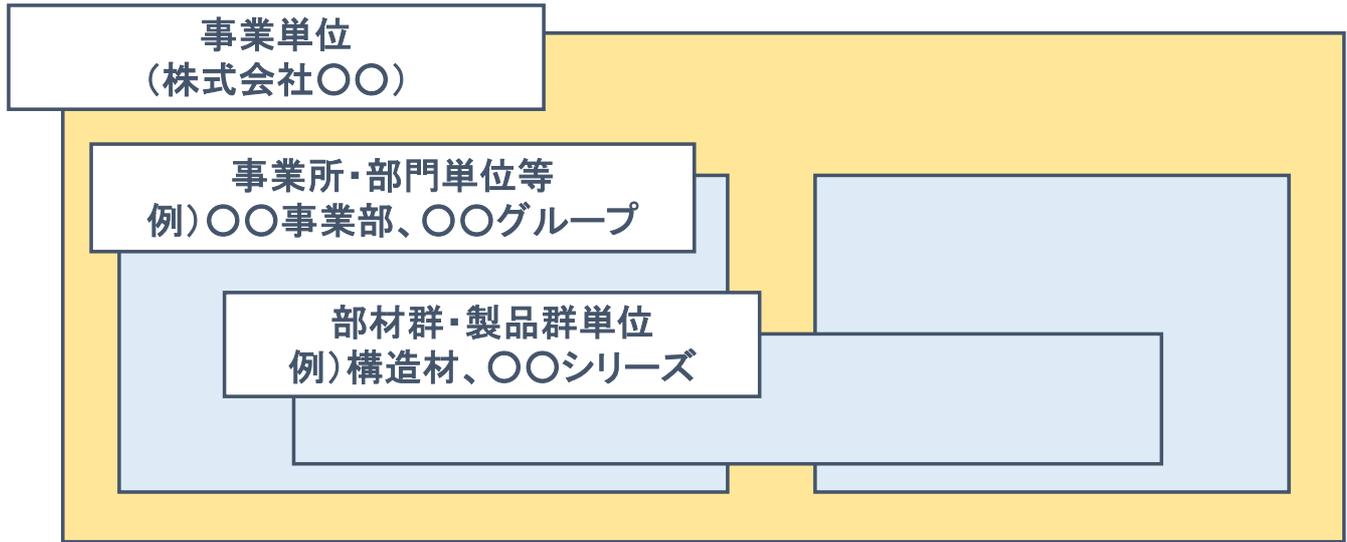
木材関連事業者であってその取り扱う木材等について合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずるものは、主務省令で定めるところにより、第16条から第18条までの規定により主務大臣の登録を受けた者（以下「登録実施機関」という。）が行う登録を受けることができる。

<p>登録木材関連事業者は、木材関連事業者と何が異なるのか。</p>	<p>登録木材関連事業者は、<u>木材関連事業者に求められる合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に実施することに加えて、合法伐採木材等の利用等に関する行動規範を設定するとともに、毎年、登録実施機関に対して実施状況を踏まえた今後の取組方針等を報告することになっています。</u>これらを通じて、<u>登録木材関連事業者自らがPDCAサイクルを回すことで、より一層、合法伐採木材等の流通及び利用の拡大に努めて頂くことになり、更には、一般事業者の合法伐採木材等の利用促進にも繋がると考えています。</u></p>
<p>登録に必要な要件は何か。</p>	<p>「登録木材関連事業者」の登録には、<u>合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に実施することが必要です。</u> このため、登録申請者においては、<u>どのような方法・体制等により合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講じるか</u>について申請書に記載することが必要です。この体制の整備には、<u>分別管理や責任者の設置、合法伐採木材等の利用等に関する行動規範の設定</u>（又は既存の行動規範の見直し）が含まれます。 また、少なくとも年1回登録実施機関に合法伐採木材等の利用を確保するための措置の実施状況について報告することが必要です。</p>

登録実施機関一覧（平成29年10月17日登録）

登録番号	登録実施機関の名称	登録実施事務を行う事務所の所在地		登録実施事務の対象事業
1	公益財団法人 日本合板検査会	①本部（東京都港区） ②北海道検査所（北海道札幌市） ③東北検査所（岩手県盛岡市） ④東京検査所（埼玉県草加市） ⑤名古屋検査所（愛知県名古屋市） ⑥大阪検査所（大阪府大阪市） ⑦中国検査所（島根県松江市） ⑧九州検査所（福岡県北九州市）	第一種 第二種	(1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3)木質バイオマスを用いた発電事業
2	公益財団法人 日本住宅・木材技術センター	東京都江東区新砂3-4-2	第二種	(1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業（(2)に掲げる事業と密接に関わる事業に限る。） (2)木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業
3	一般財団法人 日本ガス機器検査協会	東京都港区赤坂1-4-10	第一種 第二種	(1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3)木質バイオマスを用いた発電事業
4	一般社団法人 日本森林技術協会	東京都千代田区六番町7	第一種 第二種	(1)木材の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業（当該事業において取り扱う主たる木材が国産材であるものに限る。） (2)木質バイオマスを用いた発電事業（当該事業において取り扱う主たる木材が国産材であるものに限る。）
5	一般財団法人 建材試験センター	東京都中央区日本橋堀留町2-8-4	第一種 第二種	(1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3)木質バイオマスを用いた発電事業

登録する事業の範囲【9条1項関係】



9条1項

…第一種木材関連事業

…第二種木材関連事業

前条の木材関連事業者の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を登録実施機関に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる事業の範囲に係る事項として主務省令で定める事項

登録事業者名	部門、事業所等	種別
住友林業株式会社	木材建材事業本部	第一種
三基型枠工業株式会社	本社、新木場、栃木支店、沖縄支店	第二種
マツシマ木工株式会社	本社工場、京都園部工場	第二種
ニチハ株式会社	名古屋工場、いわき工場、下関工場、習志野工場、衣浦工場、高萩工場	第二種
シーシー・ジー株式会社	シーシー・ジー株式会社	第二種
株式会社 GANZ PLUS	株式会社 GANZ PLUS	第一種、第二種
吉野銘木製造販売株式会社	木材事業部	第一種、第二種
株式会社金幸	事業所	第一種、第二種
伊藤忠建材株式会社	東京本社、関西支社、北海道支店、北東北支店、東北支店、関東支店、新潟支店、静岡支店、中部支店、北陸支店、四国支店、中国支店、九州支店	第一種、第二種
新潟合板振興株式会社	新潟合板振興株式会社 工場	第二種
池見林産工業株式会社	本社工場、佐野工場、戸次工場	第二種
大亜木材株式会社	大亜木材株式会社	第一種、第二種
パナソニック エコソリューションズ 内装建材株式会社	パナソニック エコソリューションズ 内装建材株式会社 群馬工場	第二種
住友林業フォレストサービス株式会社	東日本事業部、西日本事業部、九州事業部、北海道事業所、四国事業所	第一種、第二種
株式会社 アイベツ	株式会社 アイベツ	第一種、第二種
株式会社ランバーテック工業	株式会社ランバーテック工業	第一種、第二種
秋田県素材生産流通協同組合	秋田県素材生産流通協同組合	第一種
株式会社 イクタ	株式会社 イクタ 本社工場	第二種
ナイスプレカット株式会社	幸浦工場、木更津工場、九州工場、石岡工場、滋賀工場、仙台工場	第二種
株式会社日亜パートナーズ	株式会社日亜パートナーズ	第一種、第二種
ナイス株式会社	輸入材仕入部、仕入部、商品開発部、ウッドランド営業部、木材利用開発部、国産材振興室、住宅システム事業部、リビングMD事業部、首都圏プレカット営業部、東北営業部、関東営業部、首都圏第一営業部、首都圏第二営業部、中央営業部、関西営業部、中国営業部、四国営業部、九州営業部、木構造事業部、工事部、事業推進事業部、生産管理部	第一種、第二種
カリヤアネックス株式会社	カリヤアネックス株式会社	第二種
リセン商事 株式会社	苫小牧本社、旭川営業所	第一種、第二種
有限会社 東林業	有限会社 東林業、チップ事業部	第一種、第二種
株式会社テーオーフォレスト	木材事業部：札幌支所、函館支所、帯広営業所、青森営業所、盛岡支店、仙台支店、東京支店、埼玉支店、名古屋営業所、大阪支店、九州支店、夕張工場、北見工場 住宅事業部：函館支店、青森支店	第一種、第二種

登録事業者名	部門、事業所等	種別
住友林業株式会社	住宅事業本部資材流通部	第二種
株式会社アサノ不燃	株式会社アサノ不燃	第二種
ファーストプライウッド株式会社	ファーストプライウッド株式会社LVL工場	第二種
双日与志本林業株式会社	双日与志本林業株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第一種
双日北海道与志本株式会社	双日北海道与志本株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第一種
株式会社キータック	木更津工場、営業本部	第二種
株式会社エフトレーディング	株式会社エフトレーディング	第一種、第二種
O&Cファイバートレーディング株式会社	O&Cファイバートレーディング株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第一種、第二種
王子木材緑化株式会社	王子木材緑化株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第一種、第二種
王子グリーンリソース株式会社	王子グリーンリソース株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第一種、第二種
王子製紙株式会社	王子製紙株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第二種
王子マテリア株式会社	王子マテリア株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第二種
王子エフテックス株式会社	王子エフテックス株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第二種
王子イメージングメディア株式会社	王子イメージングメディア株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第二種
王子ネピア株式会社	王子ネピア株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第二種
王子キノクロク株式会社	王子キノクロク株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第二種
王子グリーンエナジー江別株式会社	王子グリーンエナジー江別株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第二種
王子グリーンエナジー日南株式会社	王子グリーンエナジー日南株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第二種
大阪製紙株式会社	大阪製紙株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第二種
大王製紙株式会社	大王製紙株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第一種、第二種
中越パルプ工業株式会社	中越パルプ工業株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第一種、第二種
中越パルプ木材株式会社	中越パルプ木材株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第一種、第二種
中越緑化株式会社	中越緑化株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第一種、第二種
特種東海製紙株式会社	特種東海製紙株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第二種
新東海製紙株式会社	新東海製紙株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第一種、第二種
日本製紙株式会社	日本製紙株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第一種、第二種
兵庫パルプ工業株式会社	兵庫パルプ工業株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第二種
北越紀州製紙株式会社	北越紀州製紙株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第一種、第二種

14

登録事業者名	部門、事業所等	種別
北越東洋ファイバー株式会社	北越東洋ファイバー株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第二種
丸三製紙株式会社	丸三製紙株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第二種
丸住製紙株式会社	丸住製紙株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第二種
三菱製紙株式会社	三菱製紙株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第一種、第二種
レンゴー株式会社	レンゴー株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第一種、第二種
レンゴーパーペーパービジネス株式会社	レンゴーパーペーパービジネス株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第一種、第二種
日成共益株式会社	日成共益株式会社 化学品第2部	第一種、第二種
積水ハウス株式会社	東北工場、関東工場、静岡工場、山口工場	第二種
佐藤林業 株式会社	佐藤林業 株式会社、津別工場	第一種、第二種
和光木材 株式会社	和光木材 株式会社	第二種
ウッドファースト株式会社	新潟本社工場、徳島製材工場	第二種
新潟県森林組合連合会	新潟県森林組合連合会	第一種
永大産業株式会社	建材事業部、敦賀建材工場、山口建材工場	第一種、第二種
ミヤンマーチーク販売株式会社	ミヤンマーチーク販売株式会社	第一種、第二種
株式会社 佐藤商店	株式会社佐藤商店	第二種
南海プライウッド株式会社	朝日町保税倉庫、長尾物流センターA棟、長尾物流センターB棟、志度工場	第一種、第二種
篠崎木工株式会社	資材部（営業部門）、石塚工場、藤岡工場、宮城工場	第二種
丸玉木材株式会社	丸玉木材株式会社津別工場、舞鶴工場、茨城工場、札幌支店、大阪支店	第一種、第二種
阿寒木材株式会社	阿寒木材株式会社	第一種
津別単板協同組合	津別単板協同組合	第二種
伊藤忠商事株式会社 生活資材第一部	生活資材第一部	第一種
吉田製材株式会社	吉田製材株式会社	第二種
株式会社マルホン	株式会社マルホン 本社、東京支店	第一種、第二種
協和木材株式会社	工場、集成材工場、新庄工場、工場 営業部、新庄工場 営業部	第一種、第二種
江間忠木材株式会社	本社 営業本部、九州営業部、大阪営業所、仙台営業所	第一種、第二種
江間忠ホームコンポネント株式会社	嵐山工場、野田工場	第一種、第二種
江間忠ウッドベース株式会社	嵐山工場、野田工場	第二種

15

登録事業者名	部門、事業所等	種別
江間忠ウッドベース鹿島 株式会社	江間忠ウッドベース鹿島株式会社 本社工場	第二種
江間忠ウッドベース姫路 株式会社	本社プレカット工場	第二種
株式会社 EWB トーア	美里工場	第二種
江間忠ラムテック株式会社	本社集成材工場	第二種
江間忠ソレックス株式会社	埼玉営業所	第二種

クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録状況 (平成30年4月18日現在)

○登録木材関連事業者 合計85事業者

【内訳】

第一種登録木材関連事業者 44事業者
(うち、第二種木材関連事業との同時登録は37事業者)

第二種登録木材関連事業者 41事業者

今後の方針

- ① 木材関連事業者が効率的に合法性の確認を行えるように、クリーンウッド・ナビの情報の充実を図る
- ② 合法性の確認を適切かつ確実に実施する木材関連事業者を増やすため、木材関連事業者の登録を促進する
- ③ 合法伐採木材等を利用することの意義を周知するとともに、事業者や消費者に対して、合法伐採木材等の利用を促進する

合法伐採木材の流通と利用の促進を図る